

入札公告(ほ装)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処桂支処
会 計 課 長 田 尾 正 輝

1 工事概要

- (1) 工 事 名 : (8)構内道路補修②
- (2) 工事場所: 京都府京都市西京区川島六ノ坪 陸上自衛隊桂駐屯地
- (3) 工事内容: 本工事は、以下の工事を行うものである。
 用途(ほ装)
 構内アスファルト舗装撤去及び新設
- (4) 工 期: 令和9年3月31日(水)まで
- (5) 本工事は、**工事費内訳明細書の提出を義務付ける**工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 令和7・8年度防衛省における一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること。
 (会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律 第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 以下の表に示す防衛省参加資格の等級以上の資格を保有するもの。(どれか一つで可)

工事区分	ほ装	とび・土工・コンクリート
格 付	C	C

- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること (建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
- なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。
- また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事)で65点以上の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に配置できること。
 ア 1級若しくは2級国家資格者又はこれと同様以上の資格を有する者。

イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者(原則、着工から完成まで従事している者。)

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (10) 近畿中部防衛局管轄区域内(富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)に建築工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者
- (13) 業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先	②仕様書に関する問い合わせ先
〒615-8103 京都府京都市西京区川島六ノ坪 陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処会計課 担当 毛利 TEL 075-381-2125(内線341) FAX 075-381-8881 電子メール: fin-katsura-madep@inet.gsdf.mod.go.jp	〒615-8103 京都府京都市西京区川島六ノ坪 陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処管理課 担当 吉田・斎藤 TEL 075-381-2125(内線381・384)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和8年9月1日(火) から 令和8年9月17日(木) まで

(行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付方法

3(1)①の担当部局において直接交付、又は電子メールにより配信(入札参加を希望する者は、上記3(1)①の問い合わせ先へ令和8年9月17日までに競争入札受付票(付紙)を提出すること。(FAX可))

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限: 令和8年9月18日(金)午後5時00分まで

イ 提出方法: 3(1)①の担当部局に持参又は郵送又は電子メール

(4) 入札書の提出

ア 提出期限: 令和8年10月20日(火)

イ 提出方法: 3(1)①の担当部局に持参又は郵送(FAX・電子メール不可)

ウ 郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び担当者の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時: 令和8年10月21日(水)午前8時30分

イ 場所: 桂駐屯地 本部庁舎1F 多目的室

4 契約条項及び入札心得

(1) 適用する契約条項

陸上自衛隊で用いる「建設工事に係る標準契約書」、駐屯地用標準契約書の「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。

(2) 契約条項及び入札心得を示す場所

陸上自衛隊関西補給処桂支処 総務部会計課 契約班

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金:免除

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金:免除

ただし、落札者は、債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証を付するものとする。

この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書及び入札心得書において示した入札に関する条件に違反した入札

エ 工事費内訳明細書を提出していない者の入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 契約書作成の要否：要

(11) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3(1)①に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

入札書

工事名：(8)構内道路補修②

入札金額 ¥ (税別)

工事内容：仕様書のとおり

工事場所：陸上自衛隊桂駐屯地

工期：令和9年3月31日

入札保証金：免除

暴力団排除

入札条件等

に関する誓約

：誓約文：当社は、本入札（見積）書の提出をもって、暴力団排除に関し、入札心得に定める事項について誓約します。また、上記（本入札（見積））の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。上記入札（見積）条件を承諾のうえ、下記のとおり入札（見積）します。

上記の金額をもって、入札条件及び契約条項承知の上入札致します。

令和8年10月21日

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処
桂支処会計課長 田尾 正輝 殿

住所

会社名

代表者名

代理人

印

※入札書の細部がわかる内訳書を添付すること。（様式随意）

(8) 構内道路補修工事②

件 名	(8) 構内道路補修工事②						図面番号	1/5
図 名	表 紙						縮 尺	—
支 処 長	総務部長	管理課長	営繕班長	管財主任				担 当 者
								

仕 様 書

- 1 工事件名：（８）構内道路補修工事②
- 2 工事場所：京都府京都市西京区川島六ノ坪町 陸上自衛隊桂駐屯地
- 3 作業期間：契約締結日～令和９年３月３１日（水）
- 4 工事概要：構内アスファルト舗装撤去及び新設

区 分	種 類	概 要	数 量	備 考
建設工事	撤去工事	アスファルトカッター入れ	24m	
		アスファルト撤去	32 m ³	産廃処分
	土木工事	掘削	189 m ³	
		アスファルト敷設	630 m ²	路盤含む

5 適用仕様

本工事は仕様書、図面、メーカー基準及び下記の仕様等に基づき関係法令等を遵守し丁寧かつ
確実に実施すること

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準図（建築工事編）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に促進するための基本的な方針

6 一般事項

- (1) 請負者は工事に際し仕様等に相違や疑義、不明な事項が生じた場合は監督官と協議を行い監督官の指示に従うこと。
- (2) 請負者は工事を実施するうえで必要な作業は良心的に行うこと。

(3) 現場管理・安全管理

- ア 工事中における火災予防、労働安全及び既存施設等の保護には十分注意を払うものとし、汚破損した場合は請負者の責任において速やかに原状に復旧すること。
- イ 現場代理人は労働安全管理、現場管理、工程管理、材料管理及び連絡調整の能力を有する者とする。また、業務内容を業務関係者に十分把握させるとともに、作業員の安全教育を実施して安全に業務を実施すること。
- ウ 既設部での必要な場所については適切に養生を実施し、作業場所は常に整理整頓清掃に心がけるものとする。また、現場の風紀、衛生、盗難予防について必要な事項を施し管理すること。
- エ 火気を使用する場合は監督官に許可を得て使用すること。なお、許可を得て使用する際は、火災予防のための措置を行うこと。
- オ 本工事で使用する材料はすべて新品とし余長をもって準備し、特記事項にないものはＪＩＳ規格及び各種協会規定等のメーカー規定に合致したものを選定し、監督官の承認を受け合格品のみを使用すること。

(4) 電気・水道の仕様について

- ア 本工事に必要な電気や水道については請負者にて準備するものとする。
- イ 駐屯地内の電気や水道を使用する場合は有償とし、監督官の指示に従い請負者の負担にてメーター等の設置や接続を行い、監督官と使用量の算定を行うこと。

(5) 請負者は工事に先立ち工程表を作成して、監督官の承認を受けるものとする。

(6) 工事に際し必要な部材等は請負者にて準備するものとする。

(7) 作業時間は原則として平日の８：３０～１２：：００と１３：００～１６：３０とする。やむを得ず前記以外の時間に作業が必要な場合は、監督官と協議の上許可を得ることとする。

(8) 業務実施場所以外への立入及び指定場所以外での喫煙は禁止する。

(9) 材料の搬入や仮置き場については、監督官と事前に調整すること。

件名	（８）構内道路補修工事②	図面番号	2/5
図名	仕 様 書	縮 尺	－
関西補給処桂支処総務部管理課営繕班			

7 特記事項

- (1) 工事に際し事前に工程表を提出し、通行止めの期間や工事区間などを監督官と調整すること。
- (2) 既設の縁石や側溝があるので工事の際は負荷をかけないように注意すること。
- (3) 工事は車両の通行ができるように、片側車線ずつ完了させて行うこと。
- (4) 工事の際は交通誘導員を配置し安全に通行できるようにすること。
- (5) 工事期間中は通行人などに損害を与えないように、バリケードなどの安全対策を行うこと。

8 提出書類

- (1) 内訳明細書・・・契約後速やかに提出
- (2) 現場代理人等通知書・・・契約後速やかに提出
- (3) 着工届・・・契約後速やかに提出
- (4) 竣工届・・・業務完了後速やかに提出
- (5) 工程表・・・契約後速やかに提出
- (6) 材料等承認願い・・・業務着手までに提出
- (7) 材料搬入報告書・・・材料搬入時に提出
- (8) 発生材報告書・・・その都度
- (9) 出荷証明書・・・証明書発行後提出
- (10) マニフェスト写し・・・証明書発行後提出
- (11) 作業写真・・・業務完了後速やかに提出

※作業前、作業中（隠蔽部分）、完成後を撮影する

- (12) 作業体制台帳及び体系図・・・契約後速やかに提出
- (13) その他監督官の指示した書類（監督官が指定した期日までに指示した書類を提出）

9 発生材

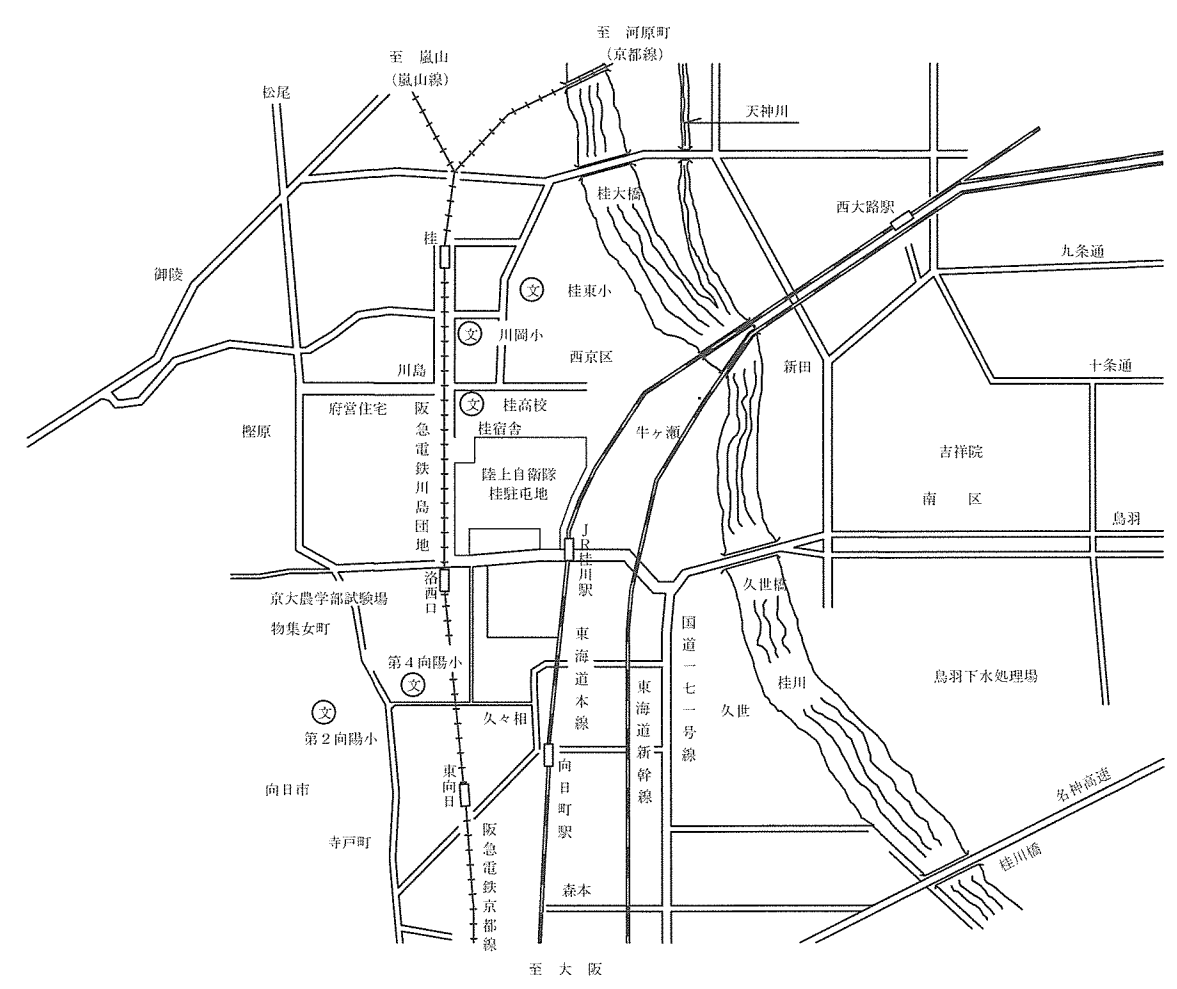
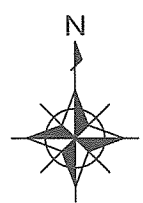
本工事に伴い発生した金属屑等の監督官が指示するものについては、重量を測定して写真を撮影し、発生材報告書とともに監督官の指示する場所へ搬入し引き継ぐものとする。

その他の廃棄物については請負業者の責任にて場外処分をすること。また、処分完了が確認できる書類（マニフェストA～E票の写しまたは電子マニフェスト）、産業廃棄物処分業許可証、産業廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物委託契約書を官側に提出すること。

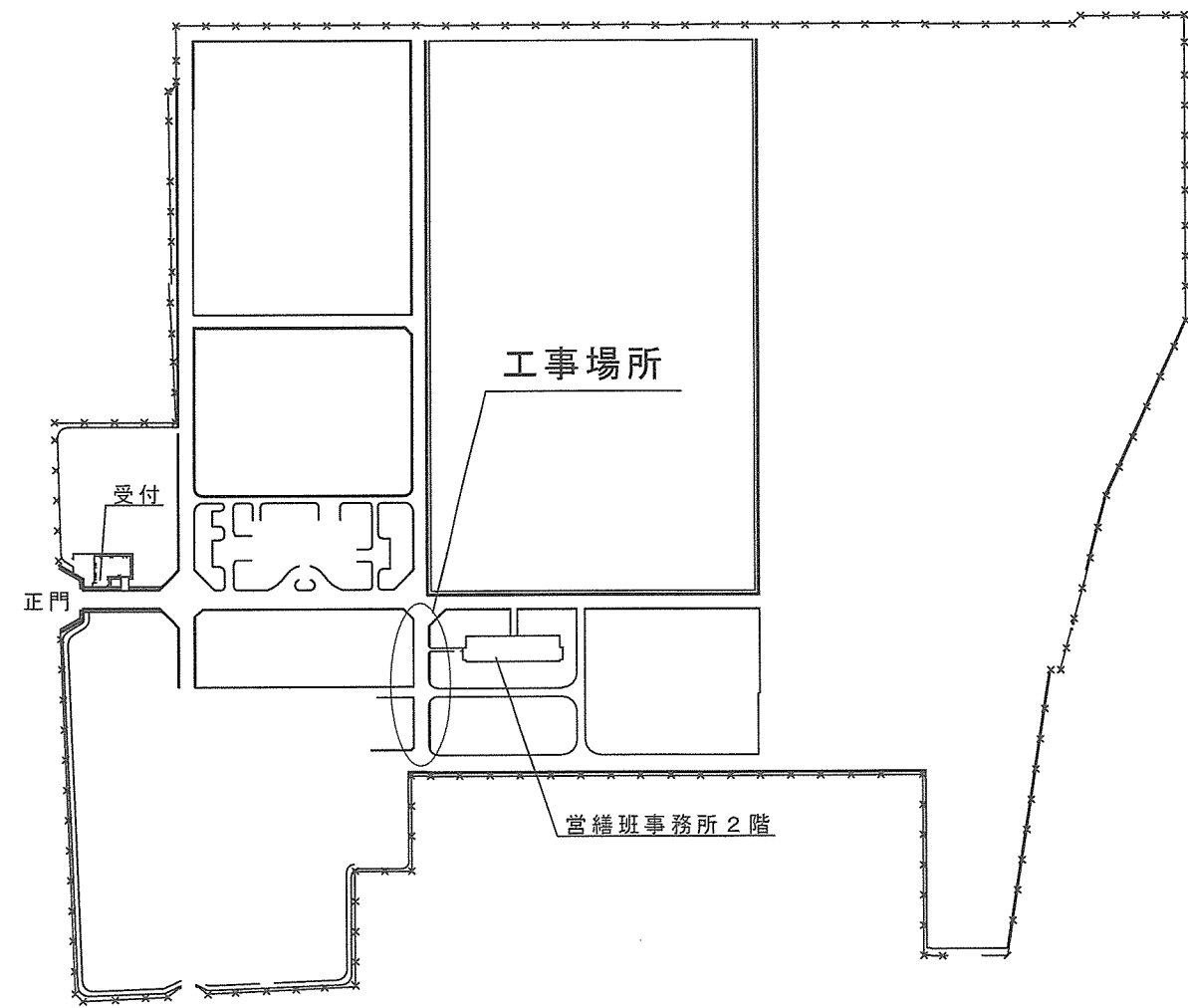
10 検査

竣工後は現場を清掃し監督官と調整の上、検査官の完了検査を受け合格をもって完成とする。
なお、手直し事項が生じた場合は、手直し完了後に再検査を受け合格をもって完成とする。

件名	（８）構内道路補修工事②	図面番号	3/5
図名	仕 様 書	縮 尺	－
関西補給処桂支処総務部管理課営繕班			

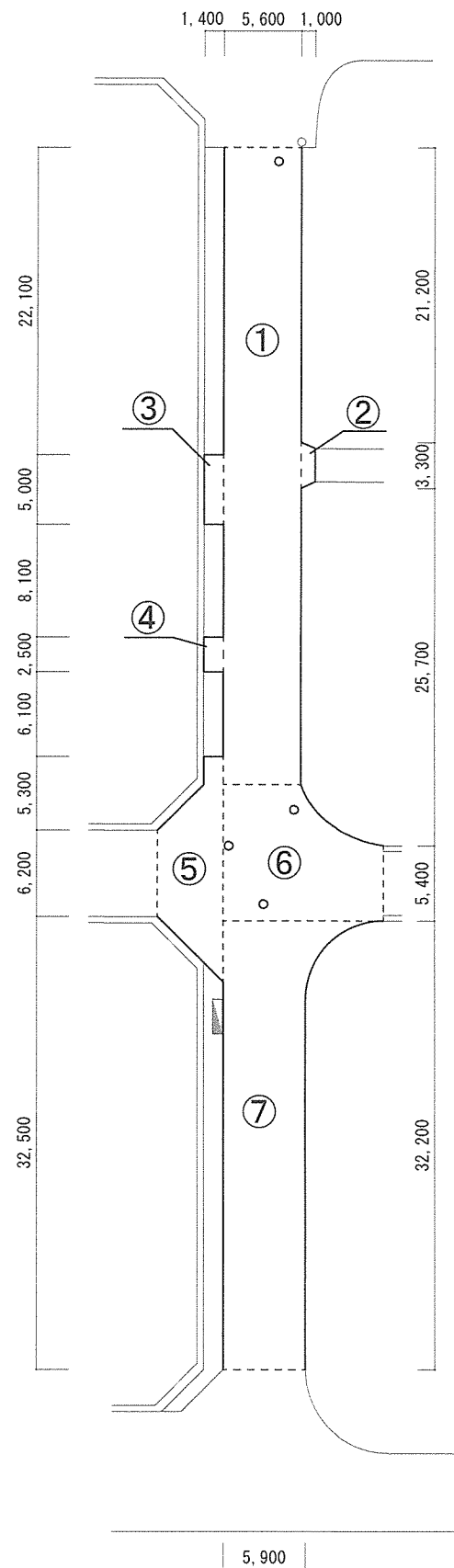


案内図 S=1/30,000



配置図 S=1/5,000

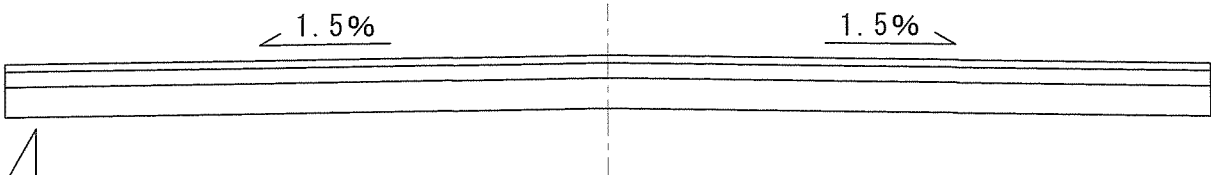
件名	(8) 構内道路補修工事②	図面番号	4/5
図名	案内図・配置図	縮尺	図示
関西補給処桂支処総務部管理課営繕班			



凡例
○: マンホール

アスファルト舗装面積

- ① 256.5㎡
- ② 2.9㎡
- ③ 7㎡
- ④ 3.5㎡
- ⑤ 53.1㎡
- ⑥ 100.5㎡
- ⑦ 206.2㎡
- 合計 629.7㎡



表層: 再生密粒度アスファルトコンクリート t=50mm
乳剤: アスファルト乳剤
上層路盤: 粒度調整碎石M-30 t=100mm
下層路盤: 再生クラッシャーランRC-30 t=200mm

道路断面標準詳細図 S=1/50

道路工区割平面図 S=1/500

件名	(8) 構内道路補修工事②	図面番号	5/5
図名	道路平面図	縮尺	図示
関西補給処桂支処総務部管理課営繕班			

「入札書の細部がわかる内訳書（工事費内訳明細書）」について

入札公告の第1項第5号に記載のとおり、本工事は「工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事」となります。

工事費内訳明細書につきましては、「入札書の細部がわかる内訳書」を作成していただくほか、次の項目〔枠内〕についても記載・計上くださいますようお願いいたします。

交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（**直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等**）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。また、**材料費及び労務費並びに法定福利費**（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担 額をいう。）、**安全衛生経費**（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び**建設業退職金共済契約**（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）**に係る掛金**（以下「法定福利費等」という。）を明記すること。

「入札書の細部がわかる内訳書」につきましては、対象工事の全ての入札参加者に第1回の入札書に記載される金額に対応する工事費内訳明細書の提出を求めるものです。なお、工事費内訳明細書は様式随意であります。土木工事及び建築工事に用いる工事費内訳明細書の例（別紙第1及び第2又は別紙第3）を次に添付しておりますので、必要に応じてご活用ください。

工 事 費 内 訳 明 細 書

工事名：〇〇〇〇工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良		式	1		
道路土工		式	1		
掘削工		式	1		
掘削		m3	10,000		
...		...			
直接工事費		式	1		
うち材料費		式	1		
うち労務費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費（率計上）		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
うち法定福利費の事業主負担額		式	1		
うち建退共制度の掛金		式	1		
工事原価		式	1		
うち安全衛生経費		式	1		
一般管理費等		式	1		
工事価格		式	1		
消費税相当額		式	1		
工事費計		式	1		

注）本内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。

注）発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

工 事 費 内 訳 明 細 書

工事名：〇〇〇〇工事

工事内訳

名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費	1	式		
うち材料費	1	式		
うち労務費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
うち建退共制度の掛金	1	式		
工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額	1	式		
工事原価のうち安全衛生経費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		

直接工事費 種目別内訳

名称	摘要	数量	単位	金額	備考
直接工事費					
I 庁舎	構造、規模 新築	1	式		
II 囲障	新設	1	式		
III 構内舗装	新設	1	式		
IV 屋外排水	新設	1	式		
V 植栽	新植	1	式		
計					
共通費					
共通仮設費		1	式		
現場管理費		1	式		
うち建退共制度 の掛金		1	式		
工事原価のうち 現場労働者の 法定福利費の 事業主負担額		1	式		
工事原価のうち 安全衛生経費		1	式		
一般管理費等		1	式		
計					
合計（工事価格）		1	式		
消費税等相当額		1	式		
総合計（工事費）		1	式		

直接工事費 科目別内訳

[illegible]

直接工事費 中科目別内訳

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
I 庁舎					
1. 直接仮設		1	式		
計					
2. 土工		1	式		
計					
3. 地業	(1) 地業	1	式		
	(2) 既成コンクリート杭地業	1	式		
	(3) 場所打ちコンクリート杭地業	1	式		
計					
4. 鉄筋	(1) 躯体	1	式		
	(2) 外部仕上	1	式		
	(3) 内部仕上	1	式		
計					
5. コンクリート	(1) 躯体	1	式		
	(2) 外部仕上	1	式		
	(3) 内部仕上	1	式		
計					
...					

直接工事費 細目別内訳

[illegible]

工 事 費 内 訳 明 細 書

工事名	〇〇事業（〇〇） 道路改良工事
-----	-----------------

工種等	金額（円）
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
雑工	d
直接工事費	A（a + b + c + d）
うち材料費	
うち労務費	
共通仮設費	B
現場管理費	C
うち法定福利費の事業主負担額（※1）	
うち建退共制度の掛金	
一般管理費等	D
工事価格	A + B + C + D
うち安全衛生経費（※2）	

※1 建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

※2 建築用の場合、「工事原価のうち安全衛生経費」